|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ■障害者基本法○基本原則（§３③等）・言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会の確保。・（§７）国・地方自治体への「基本原則に関する国民の理解を深める必要な施策を講じること」の義務付け。　○情報のバリアフリー化　（§22（１））国・地方自治体への「障がい者の意思疎通を仲介する者の養成・派遣等、必要な施策を講じること」の義務付け。○権利（§29）裁判等手続における意思　疎通の手段の確保等。※関連法令障害者差別解消法 |

|  |
| --- |
| ■大阪府言語としての手話の認識の普及及び　習得の機会の確保に関する条例（案）【概要】 |

|  |
| --- |
| ○第１条（目的）・言語としての手話の「認識の普及」・「習得の　　機会の確保」に関する事項を規定。・府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会（＝聴覚障がい者が、手話通訳に　　よらずとも、聴覚障がい者と共に生活し、学び、働く者と手話で意思を通じ合うことのできる　社会）の実現に寄与することが目的。 |

|  |
| --- |
| ○第２条（言語としての手話の認識）・「言語としての手話」の認識を持つ府民の　　　割合　：　39.8％。　・このため、府は、必要な啓発を実施。 |

|  |
| --- |
| ○第３条（手話を習得する機会の確保）・聴覚障がい者が、乳幼児期から、その保護者や家族と共に手話を習得することのできる機会の確保。 |

|  |
| --- |
| ○第４条（学校による手話の習得の機会の確保　への支援）・聴覚に障がいのある児童等が在学する学校に　よる、「総合的な学習の時間」や「部活動」での手話を習得する機会の確保を促進。 |

|  |
| --- |
| ○第５条（事業者による手話の習得の機会の確保への支援）・聴覚に障がいのある者が勤務する事業者に　　よる、手話を習得する機会の確保を促進。 |

|  |
| --- |
| ○公布日施行（予定）・聴覚に障がいのある者が勤務する事業者に　　よる、手話を習得する機会の確保を促進。 |

このため、言語としての手話の　認識の普及　及び習得の機会の確保に関する条例の制定が必要■「言語としての手話」に係る現状について・「言語（手話を含む。）」と明記されているが、言語を含めた　　　障がい者の意思疎通の手段として選択できる機会の確保に　　ついて規定されているに過ぎず、「手話が言語である」という　認識は普及していない。・言語は本来、誰から教わらずとも乳幼児期に自然に習得されるが、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語　　能力の発達に支障を生ずる可能性がある。しかし、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。・さらに、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を　　高める機会が確保されるが、学習指導要領（特別支援学校）には、手話を指導・習得させる旨の記載がない。・その結果、聴覚障がい者が、手話通訳によらずとも、手話で　　　意思を通じ合うことのできる社会的環境が整っていない。■障害者差別解消法　合理的配慮（手話や文字表示など、目で見てわかる情報の提示など）の提供を行政機関に義務付け。（民間事業者については、努力義務。）「総合支援法（身体障害者福祉法）」・「児童福祉法」のいずれも、「手話の習得の機会の確保」に係る規定なし。１８歳未満■児童福祉法意思疎通支援（手話など）に　　係る規定なし。

|  |
| --- |
| ■学習指導要領（特別支援学校）・聴覚に障がいのある児童等に対する手話の指導・習得に係る記載なし。・視覚に障害のある児童等に対する点字の指導・習得に係る記載は、あり。 |

１８歳以上■障害者総合支援法意思疎通（手話など）を支援する者の　　派遣・養成の実施について、次のとおり　義務付け。§77 市町村（日常生活レベル）§78 都道府県（特に専門性の高いもの）

|  |
| --- |
| ■身体障害者福祉法　§27 手話通訳事業　総合支援法§77・78で都道府県等による実施義務を規定　　 |

　「総合支援法」に基づく意思疎通支援としての手話通訳者の　派遣や、「差別解消法」に基づく合理的配慮によらなければならない状況となっている。 |

|  |
| --- |
| ■手話言語条例検討部会提言【概要】 |

|  |
| --- |
| １．はじめに２．これまでの検討経過について・条例検討に係る背景・経過。３．手話言語条例の制定に向けて・手話＝言語の基本認識・普及啓発の必要性。・手話の「習得」、「使用」に係る環境の整備の必要性。・条例制定の必要性。 |

|  |
| --- |
| ４．暮らす・より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくり。・聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の獲得」を支援する環境づくり。 |

|  |
| --- |
| ５．学ぶ・「総合的な学習の時間」等を活用した「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくり。・聴覚障がい児等と関わりを持つ教員等の「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくり。・課外活動を活性化させる環境づくり。 |

|  |
| --- |
| ６．働く・ＣＳＲ等に取組む企業等と連携した言語としての手話を社会に広げる環境づくり。・企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取組をＰＲする環境づくり。 |

|  |
| --- |
| ７．今後の取組みを評価する体制について・手話言語に係る取組みの実効性確保のため、実施状況の評価・見直しを行う場として、「手話言語条例検討部会※」を継続活用。※大阪府障害者施策推進協議会条例（昭和46年条例第３号）により設置。 |

**大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（案）の概要等について（参考）**